

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月22日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第7号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務する者及び法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）」を「教諭及び養護教諭」に改める。

第8条第4項中「第16条第5項及び」を削る。

第16条第5項中「（週休日における勤務のうち人事委員会の承認を得て墨田区規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。）」を削る。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。